

福岡県公報

平成28年8月30日
第3822号

目次

告示(第657号-第670号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 7
- 落札者等の公示 (薬 務 課) …………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 8

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 9
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 11

告 示

福岡県告示第657号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生57	桑原整形外科医院	福津市中央六丁目10番5号	H 28・5・7
筑生106	牛島医院	筑後市大字一条1242	H 28・7・19
直生160	天寿がん免疫クリニック	直方市新町一丁目4番地10号	H 28・7・1
粕生歯61	ミント歯科クリニック糟屋	糟屋郡粕屋町長者原西四丁目11-5	H 28・5・1
古生歯73	イトウデンタルクリニック	古賀市駅東二丁目1番13号	H 28・6・1

う生歯19	わかみやデンタルクリニック	うきは市吉井町若宮前田120番地6	H 28・7・1
大生歯220	原田歯科クリニック	大牟田市大字唐船150-1	H 28・8・1
飯生歯164	医療法人ひぐちファミリー歯科	飯塚市幸袋140番地1	H 28・6・1
田生歯94	こうざき歯科クリニック	田川市大字楠2099-9	H 28・7・1
行生歯83	ほんだ歯科	行橋市大字道場寺907番4	H 28・8・1
宰生薬48	たちばな調剤薬局 宰府店	太宰府市宰府一丁目4-30	H 28・7・1
大野生薬80	栄町調剤薬局	大野城市栄町二丁目5番15号	H 28・7・1
筑紫生薬86	モリ薬局 筑紫野店	筑紫野市大字筑紫835-1	H 28・7・1
八女生薬50	八女市役所前薬局	八女市本町527-2	H 28・7・1
筑生薬52	ほのほの薬局 山ノ井店	筑後市大字山ノ井750	H 28・7・15
筑生薬53	株式会社大賀薬局 熊野店	筑後市大字熊野1539-34	H 28・8・1
柳生薬52	サン薬局柳川駅前店	柳川市三橋町下百町36-15	H 28・8・1
う生訪2	筑後川温泉病院訪問看護ステーション	うきは市浮羽町古川1129番地2	H 28・8・1
田川生訪20	りはなす訪問看護ステーション	田川郡糸田町2241番地9	H 28・6・1
行生訪13	訪問看護 医師縁	行橋市大字東徳永167番地13	H 28・6・1

福岡県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む

。）の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
宮生薬2	長生堂薬局	宮若市本城2278	H 28・4・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生334	高野眼科	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	H 28・6・30
福津生11	桑原整形外科医院	福津市中央六丁目10-5	H 28・5・6
大野生96	いでたクリニック	大野城市下大利一丁目19-3	H 28・6・20
う生30	医療法人貴光会 たかはし医院	うきは市吉井町18-10	H 28・6・30
大生293	国崎医院	大牟田市有明町二丁目1-10	H 28・6・30
直生159	天寿がん免疫クリニック	直方市新町一丁目4-10	H 28・6・30
大野生28	中村内科医院	大野城市旭ヶ丘二丁目2-7	H 28・7・9
春生75	高須医院	春日市春日一丁目145	H 28・5・31
小生44	毛利クリニック	小郡市希みが丘一丁目12-12	H 28・6・30
粕生歯43	医療法人社団 秀英 ミント歯科クリニック 糟屋	糟屋郡粕屋町長者原西四丁目11-5	H 28・4・30
古生歯21	イトウデンタルクリニック	古賀市駅東二丁目1-13	H 28・5・31
女生歯46	スマイル歯科	八女郡広川町大字長延1029-1	H 28・6・17
直生歯32	小川歯科医院	直方市大字頓野宮の前1935-3	H 28・5・31
飯生歯113	ひぐちファミリー歯科	飯塚市幸袋140-1	H 28・5・31
飯生歯119	城戸歯科医院	飯塚市南尾403-1	H 28・5・31

大野生薬74	アクラス薬局	大野城市栄町二丁目5-15	H 28・6・30
筑紫生薬84	ゆかり薬局	筑紫野市針摺中央二丁目17-8	H 28・4・16

福岡県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田地生59	医療法人療仕会松本病院	松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	H 28・4・1

福岡県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
飯生マ71	漢勝美（飯塚療養サポート）	飯塚市菰田西二丁目5-30-202	H 28・8・1

大生柔85	原田 直輝（美骨 Style 整骨院）	大牟田市大正町二丁目3-2	H 28・7・14
大生柔86	馬渡 健太（美骨 Style 整骨院）	大牟田市大正町二丁目3-2	H 28・7・14
田生柔56	岩崎 倫宏（Keep スポーツ整骨院）	田川市大字伊田4968-11	H 28・7・14
田生柔57	坂元 暢道（健心整骨院）	田川市大字伊田2713-44	H 28・6・24
宰生柔45	村下 昌義（ムラシタ整骨院大宰府院）	太宰府市大佐野三丁目11-18	H 28・7・6
古生柔35	井下 章（よつば整骨院）	古賀市舞の里三丁目4-8	H 28・7・1
古生柔36	峯 裕馬（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 28・6・1
古生柔37	大木 障太郎（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 28・6・1
古生柔38	堀内 章乃（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 28・6・1
糸島地生柔59	永田 雅俊（PLALENA）	糸島市曾根378-7	H 28・7・14
粕生柔140	中尾 登茂子（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H 28・7・26
北筑後生柔8	井上 洸輔（よね整骨院）	朝倉郡筑前町依井364-12	H 28・8・1
北筑後生柔9	浦田 涼介（よね整骨院）	朝倉郡筑前町依井364-12	H 28・8・1
宗遠生柔25	月俣 賢太郎（わかば整骨院中央台院）	遠賀郡岡垣町中央台四丁目1-8	H 28・6・20

福岡県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術

者から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大生柔77	元村 惣一郎（柿園はっぴい整骨院）	大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階	H 28・7・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生マ22	福永 情司（九州療養サポートセンター大牟田）	大牟田市大字宮崎 11-2-402号	H 28・6・30
大生マ23	副島 明彦（九州療養サポートセンター大牟田）	大牟田市大字宮崎 11-2-402号	H 28・6・30
大生柔73	元村 惣一郎（旭町はっぴい整骨院）	大牟田市旭町二丁目2-2	H 28・7・1
宰生柔39	篠原 秀作（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条四丁目3-38	H 28・6・1
粕生柔132	村下 昌義（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代 782-11	H 28・7・2

福岡県告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・209号 アイランド東1号線

3 事業施行期間

平成28年8月30日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区香椎照葉七丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字上須恵字城山348、349の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山348・349の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第664号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字樅鶴2708の3・2708の8・2714の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第665号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字小スダ2873の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第666号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市星野村字尾迫9325・9328・9330の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市黒木町土窪字上大谷2939から2941まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第668号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市星野村字立山10517の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第669号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字西頭割8442の1、8442の2、8443、8444、8449

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山1383番12先から 八女市上陽町上横山1053番1先まで	4.3 ～ 20.7	430.5
			後	八女市上陽町上横山1383番12先から 八女市上陽町上横山1053番1先まで	8.0 ～ 21.2	430.5

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町向ヶ丘一丁目1865番1、1865番5から1865番39まで、1867番1及び1867番89から1867番103まで

2 開発許可を受けた者の住所地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区白金一丁目6番29号

株式会社OKAMURA

代表取締役 岡村 恭資

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡県朝倉市山見・日向石・田代の各一部 (上秋月地区川南換地区)	平成28年8月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬ラピアクタ 7,620箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年6月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
塩野義製薬株式会社
 - (2) 住所
大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
82,511,546円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人子どもの発達支援を考える会一步
 - (2) 代表者の氏名
西村 智子
 - (3) 主たる事務所の所在地
中間市深坂一丁目14番1号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、発達の遅れや偏り等のある子どもとその保護者に対して、療育や発達支援に関する事業を行い、子どものより良い発達の促進と保護者やその周辺の市民の発達支援に対する理解の促進に寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
放置駐車違反管理システム機器等賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
平成28年7月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

88,095,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年6月10日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第228号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成28年8月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成28年10月20日（木）から同年10月27日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
---------------------------------	--	---------------------------------

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年10月25日（火）から同年10月27日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

42名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る

。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成28年9月26日（月）から同年9月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明す

る警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み

を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生

活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第229号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年8月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年12月6日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年12月7日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成28年10月31日（月）から同年11月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間

（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。